

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	1-1
許認可等の種類	指定法人の指定			
根拠法令条例等 ・条項	総合特別区域法第 26 条第 1 項			
許認可等の概要	国際戦略総合特別区域内において実施する施設等の新增設について、課税の特例の適用を受けようとする法人の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域協議会を構成する法人であること。 2 指定に係る特定国際戦略事業を行うことについての適切かつ確実な計画を有すると認められること。 3 指定法人事業実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。 4 指定に係る特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 5 指定に係る特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。 			
基準の制定根拠	総合特別区域法施行規則第 15 条第 1 項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	1 ヶ月			
期間の制定根拠	総合特別区域法施行規則第 17 条第 2 項			